

法定外税について

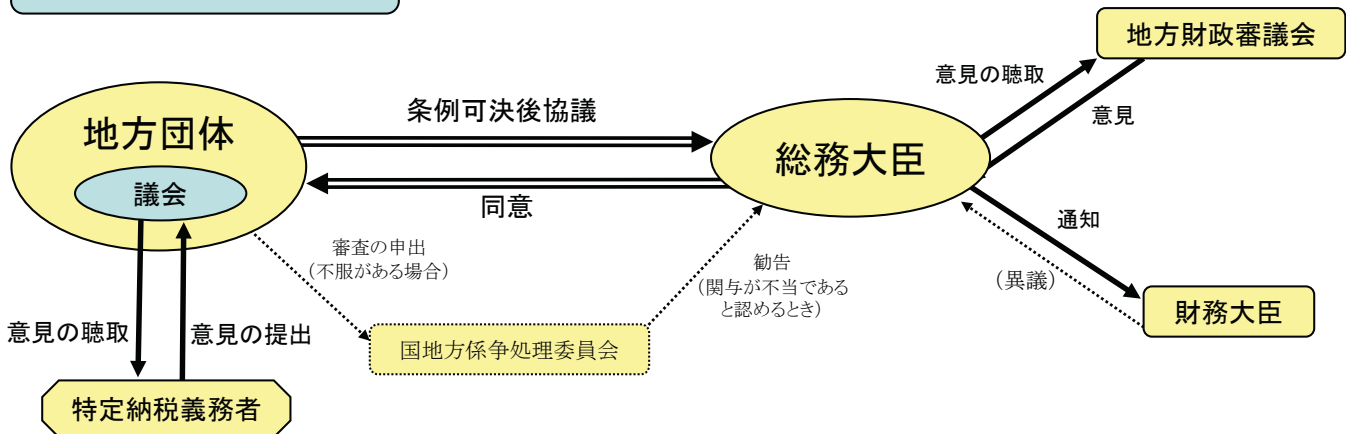
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（市町村が課することができる税目）

第五条（略）

2（略）

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4、5、6（略）

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

（市町村法定外普通税の新設変更）

第六百六十九条 市町村は、市町村法定外普通税の新設又は変更（市町村法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 市町村は、当該市町村の市町村法定外普通税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該市町村法定外普通税の課税標準の合計が当該市町村法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えるの見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第六百七十条 総務大臣は、前条の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る市町村法定外普通税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

第六百七十条の二 総務大臣は、第六百六十九条第一項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（総務大臣の同意）

第六百七十一条 総務大臣は、第六百六十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（市町村法定外普通税の非課税の範囲）

第六百七十二条 市町村は、次に掲げるものに対しては、市町村法定外普通税を課することができない。

- 一 市町村外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- 二 市町村外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- 三 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの

静岡県熱海市「別荘等所有税」の新設（更新）について

1. 熱海市が別荘等所有税を更新する理由

熱海市においては、別荘・マンション等に係る財政需要を賄うため、昭和51年度において法定外普通税として「別荘等所有税」を創設し、ごみの収集や道路、消防施設の整備等を行ってきたところである。

熱海市においては、既に多数のリゾートマンション等が立地しており、それに起因する各種行政施設の整備等に対する財政負担は大きく、平成28年度以降においても別荘等が所在することによる財政需要を賄うため、引き続き、別荘等所有者に対して受益者負担金的な見地から応分の負担を求めることとするものである。

2. 別荘等所有税の概要

課税団体	静岡県熱海市
税目名	別荘等所有税（法定外普通税）
課税客体	主として保養の用に供する家屋又はその部分等（以下「別荘等」という。）
課税標準	別荘等の延面積
納税義務者	別荘等の所有者
税率	1平方メートルにつき 年額650円
徴収方法	普通徴収
収入見込額	（初年度）538,462千円 （平年度）535,972千円
非課税事項	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区
徴税費用見込額	年間約16,617千円
課税を行う期間	平成28年度から平成32年度まで

3. 同意要件との関係

別荘等所有税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

別荘等所有税は、別荘等の建物の延床面積を課税標準としており、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税に課税標準を同じくするものがあるとは認められない。

このため、この不同意要件には該当しないものと認められる。

なお、税負担の程度については以下のとおりであり、この負担額は別荘等を所有する負担としては、著しく過重なものとは認められない。

○納税義務者1件当たりの平均課税面積

$$88.52\text{m}^2 = (5\text{年間の総課税面積}) 4,322,194\text{m}^2 \div (5\text{年間の納税義務者の実績}) 48,827\text{人}$$

○1件当たりの年間課税額

$$88.52\text{m}^2 \times 650\text{円}/\text{m}^2 = \text{約}58,000\text{円}$$

このことから、別荘等所有税は、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

別荘等所有税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

- (3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

別荘等所有税は、ごみの収集や道路、消防施設の整備など別荘等の所有者が受ける市の行政サービスとの受益関係に着目し、その所有者に応分の負担を求めようとする受益者負担金的な性格を有する税であり、これを不適當とする特段の「国の経済施策」は存在しない。

このことから、別荘等所有税は、「国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。

○熱海市別荘等所有税条例

昭和60年12月26日

条例第23号

改正 平成3年2月13日条例第1号
平成8年2月29日条例第1号
平成13年2月21日条例第1号
平成16年12月21日条例第25号
平成17年3月31日条例第5号
平成18年1月30日条例第1号
平成22年12月17日条例第19号
平成23年9月29日条例第21号
平成27年12月17日条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき、市が課する別荘等所有税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

2 別荘等所有税の賦課徴収については、法令及び熱海市税賦課徴収条例（平成16年熱海市条例第25号）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(平13条例1・平16条例25・一部改正)

(納税義務者等)

第2条 別荘等所有税は、次の各号に掲げる家屋又はその部分（以下「別荘等」という。）に対し、その所有者に課する。

- (1) 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋又はその部分で、主として保養の用に供する目的で所有するもの
- (2) 他の者（自己と生計を一にする親族を除く。）に対して主としてその者の保養の用に供するため貸し付ける目的で所有する家屋又はその部分
- (3) 寮、宿泊所、保養所その他これらに類する施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供するもの又は従業員の居住の用に供するものを除く。）の用に供する家屋又はその部分

2 前項の所有者とは、登記簿又は法第341条第13号に規定する家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和

37年法律第69号)第2条第2項の区分所有者とする。以下同じ。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている次条の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該別荘等を現に所有している者をいうものとする。

(平17条例5・平27条例37・一部改正)

(非課税の範囲)

第3条 別荘等所有税は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区に対しては課することができない。

(平22条例19・一部改正)

(課税標準)

第4条 別荘等所有税の課税標準は、別荘等の延べ面積(当該別荘等の各階の床面積の合計面積をいう。以下同じ。)とする。ただし、区分所有に係る別荘等で建物の区分所有等に関する法律第2条第4項に規定する共用部分を有するものにあつては、当該区分所有に係る別荘等に係る同条第3項に規定する専有部分の延べ面積と、当該共用部分の延べ面積を同法第14条第1項に規定する割合によって、あん分した面積との合計面積とする。

(平3条例1・一部改正)

(税率)

第5条 別荘等所有税の税率は、1平方メートルにつき650円とする。

(平13条例1・一部改正)

(納税管理人)

第6条 別荘等所有税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、市内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においてもまた同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第7条 別荘等所有税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(平23条例21・一部改正)

(賦課期日)

第8条 別荘等所有税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(徴収の方法)

第9条 別荘等所有税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第10条 別荘等所有税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月15日から同月30日まで

第2期 8月15日から同月31日まで

第3期 10月15日から同月31日まで

第4期 翌年1月15日から同月31日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

(減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものについては、別荘等所有税を減免する。

(1) 天災等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 貧困により生活のため、公私の扶助を受ける者

(3) 前2号に掲げる者のほか、特別の事情がある者

2 前項の規定によって別荘等所有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 減免を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 減免を受けようとする事由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定によって別荘等所有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(平27条例37・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例に定めるもののほか規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度分の別荘等所有税から適用する。

(平22条例19・一部改正)

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(平3条例1・平8条例1・平13条例1・平18条例1・平22条例19・平27条例37・一部改正)

3 この条例は、第1項の施行の日からこの条例の失効の日の前日までの期間における別荘等の延べ面積又は第4条ただし書に規定する区分所有に係る別荘等の合計面積に対して課した、又は課すべきであった別荘等所有税については、前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日以後も、なおその効力を有する。

(平22条例19・追加)

附 則 (平成3年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熱海市別荘等所有税条例第5条の規定は、平成13年度以後の年度分の別荘等所有税について適用し、平成12年度分までの別荘等所有税については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年条例第25号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第5号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第19号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第3条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日から施行する。

附 則（平成23年条例第21号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中熱海市税賦課徴収条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定並びに同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに第4条の規定並びに附則第4条の規定
公布の日から起算して2月を経過した日

（罰則に関する経過措置）

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第37号）

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。